

○財務省告示第二百二十一号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和八年八月八日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和八年八月七日

財務大臣 片山さつき

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後					改 正 前				
輸出統計品目表					輸出統計品目表				
〔略〕					〔同左〕				
統 計 番 号	品 名	単 位		統 計 番 号	品 名	単 位			
		I	II			I	II		
〔略〕					〔同左〕				
輸入統計品目表					輸入統計品目表				
〔略〕					〔同左〕				
統 計 番 号	品 名	単 位		統 計 番 号	品 名	単 位			
		I	II			I	II		
〔略〕					〔同左〕				
72.01	〔略〕 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル以上のものに限る。） 〔略〕 7210.11 〔略〕 7210.30 一亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。） 7210.41 〔略〕 7210.49 ――その他のもの 010 ――合金化溶融めつきのもの（めつき層の鉄の含有量がめつき層の全重量の7%以上の均質な合金のものに限る。） 030 ――溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当販売税に関する政令（令和8年政令第254号）第1条第1項第1号イに該当するもの（第7212.30号に該当するものを除く。） ―― ――その他のもの	KG	KG	72.01	〔同左〕 〔同左〕 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル以上のものに限る。） 〔同左〕 7210.11 〔同左〕 7210.30 一亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。） 7210.41 〔同左〕 7210.49 ――その他のもの 010 ――合金化溶融めつきのもの（めつき層の鉄の含有量がめつき層の全重量の7%以上の均質な合金のものに限る。） 〔新規〕 ――その他のもの	KG			
72.09									
72.10									
7210.11									
7210.30									
7210.41									
7210.49									
010									
030									
――									

	021	―――めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の 5. 0 %以上 1 3. 0 %以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の 2. 0 %以上 4. 0 %以下のもの	KG		021	―――めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の 5. 0 %以上 1 3. 0 %以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の 2. 0 %以上 4. 0 %以下のもの	KG
	029	―――その他のもの	KG		029	―――その他のもの	KG
7210.50				7210.50			
}		[略]		}		[同左]	
7210.90				7210.90			
72.11		[略]		72.11		[同左]	
72.12		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が 6 0 0 ミリメートル未満のものに限る。）		72.12		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が 6 0 0 ミリメートル未満のものに限る。）	
7212.10		[略]		7212.10		[同左]	
7212.20		[略]		7212.20		[同左]	
7212.30		―亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）		7212.30		―亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）	
	<u>020</u>	<u>―溶融亜鉛めつき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第 1 条第 1 項第 1 号イに該当するもの（第 7 2 1 0. 4 9 号に該当するものを除く。）</u>	<u>KG</u>			[新規]	
	010	―めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の 5. 0 %以上 1 3. 0 %以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の 2. 0 %以上 4. 0 %以下のもの	KG		010	―めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の 5. 0 %以上 1 3. 0 %以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の 2. 0 %以上 4. 0 %以下のもの	KG
	090	―その他のもの	KG		090	―その他のもの	KG
7212.40				7212.40			
}		[略]		}		[同左]	
7212.60				7212.60			
72.13				72.13			
}		[略]		}		[同左]	
72.24				72.24			
72.25		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が 6 0 0 ミリメートル以上のものに限る。）		72.25		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が 6 0 0 ミリメートル以上のものに限る。）	
		[略]				[同左]	
7225.11				7225.11			
}		[略]		}		[同左]	
7225.50				7225.50			

		－その他のもの				－その他のもの		
7225.91		[略]		7225.91		[同左]		
7225.92		－亜鉛をめっきしたもの（電気めっきによるものを除く。）		7225.92		－亜鉛をめっきしたもの（電気めっきによるものを除く。）		
	100	－パイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の１０％を超えるものに限る。）	KG		100	－パイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の１０％を超えるものに限る。）	KG	
	200	－合金工具鋼のもの	KG		200	－合金工具鋼のもの	KG	
	300	－高速度鋼のもの	KG		300	－高速度鋼のもの	KG	
		－その他のもの				－その他のもの		
	910	－合金化溶融めっきのもの（めっき層の鉄の含有量がめっき層の全重量の７％以上の均質な合金のものに限る。）	KG		910	－合金化溶融めっきのもの（めっき層の鉄の含有量がめっき層の全重量の７％以上の均質な合金のものに限る。）	KG	
	<u>930</u>	<u>－溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第１条第１項第１号ロに該当するもの（第７２２６．９９号に該当するものを除く。）</u>	<u>KG</u>			[新規]		
		－その他のもの				－その他のもの		
	921	－めっき層のアルミニウムの含有量がめっき層の全重量の５．０％以上１３．０％以下で、かつ、めっき層のマグネシウムの含有量がめっき層の全重量の２．０％以上４．０％以下のもの	KG		921	－めっき層のアルミニウムの含有量がめっき層の全重量の５．０％以上１３．０％以下で、かつ、めっき層のマグネシウムの含有量がめっき層の全重量の２．０％以上４．０％以下のもの	KG	
	929	－その他のもの	KG		929	－その他のもの	KG	
7225.99		[略]		7225.99		[同左]		
72.26		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が６００ミリメートル未満のものに限る。）		72.26		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が６００ミリメートル未満のものに限る。）		
		[略]				[同左]		
7226.11		[略]		7226.11		[同左]		
7226.20		[略]		7226.20		[同左]		
		－その他のもの				－その他のもの		
7226.91		[略]		7226.91		[同左]		
7226.92		[略]		7226.92		[同左]		
7226.99		－その他のもの		7226.99		－その他のもの		
		－パイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の１０％を超えるものに限る。）				－パイメタル（張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の１０％を超えるものに限る。）		

72. 27 }	110	-----亜鉛をめつきしたもの	KG	110	-----亜鉛をめつきしたもの	KG
	190	-----その他のもの	KG	190	-----その他のもの	KG
	200	----合金工具鋼のもの	KG	200	----合金工具鋼のもの	KG
		----その他のもの			----その他のもの	
		-----亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）			-----亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）	
	<u>912</u>	<u>-----熔融亜鉛めつき鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉</u>			<u>[新規]</u>	
		<u>売関税に関する政令第1条第1項第1号ロに該当するもの（</u>				
		<u>第7225. 92号に該当するものを除く。）</u>	<u>KG</u>			
	911	-----めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の5. 0%以上13. 0%以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の2. 0%以上4. 0%以下のもの	KG	911	-----めつき層のアルミニウムの含有量がめつき層の全重量の5. 0%以上13. 0%以下で、かつ、めつき層のマグネシウムの含有量がめつき層の全重量の2. 0%以上4. 0%以下のもの	KG
	919	-----その他のもの	KG	919	-----その他のもの	KG
72. 29	990	-----その他のもの	KG	990	-----その他のもの	KG
[略]			[同左]			